

試験及び受験資格(抜粋)

第12条 各科目的成績は、1科目10.0点満点とし、**6.7点以上を合格**とし、各学年で履修した全科目に合格したものを進級させる。

第14条 講義科目の受験資格は、出席時数が**各期80%以上**なければならない。

2 実習科目の受験資格は、出席時数が**各期80%以上**なければならない。

試験規程(抜粋)

(科目試験)

第11条 **追・再試験料は1科目3,000円**とし、指定された期間内に納めるものとする。納めない者は受験資格を失う。

(総合学力試験)

第19条 **総合学力試験の追・再試験受験料は5,000円**とし、指定された期間内に納めるものとする。納めない者は受験資格を失う。

試験、進級および卒業に関する規定について(教授会申し合わせ事項より)(抜粋)

1) 科目試験は、GPA(Grade Point Average)制度をとり、その評価を0.0点から10.0点までとし、これを科目的GPとする。この全科目(講義と実習・実技を含む)のGPの総和を科目数で除したものをGPAとし、そのGPAが6.7点以上をもって合格とする。但し、4点未満の科目が3科目以上ある者は原級に留める。

2) 総合学力試験は、67%以上の得点で合格とする。但し、必修に相当する領域は80%以上とする。なお、共用試験CBTは、**70%以上の得点**で合格とする。

4) 前・後期の各科目試験において、各科目6.7点未満の科目を再試験の対象とする。

5) 前期・後期を通しての通年科目については、教養系(第1学年)では総合評点として扱うこと、専門系では原則として前期と後期の点数[各期とも再試験を受験した場合はその点数。]を加算して2で割った点数をその科目的点数とする。

6) 第1学年生の進級にあたっては、**学年の科目試験(GPA制度)**および**総合学力試験**のそれぞれに合格しなければならない。

7) 第2学年生の進級にあたっては、**学年の科目試験(GPA制度)**および**総合学力試験**のそれぞれに合格しなければならない。

8) 第3学年生の進級にあたっては、**学年の科目試験(GPA制度)**および**総合学力試験**のそれぞれに合格しなければならない。

9) 第4学年生の進級にあたっては、**学年の科目試験(GPA制度)**および**総合学力試験**並びに**共用試験CBT** (Computer Based Testing)、**共用試験OSCE** (Objective Structured Clinical Examination) のそれぞれに合格しなければならない。

10) - 1 第5学年生の進級にあたっては、**総合学力試験**および**臨床実習**並びに**診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験**(Post-CC PX(Post-Clinical Clerkship Performance Examination))における**臨床実地試験**(CPX(Clinical Practice Examination))、**一斉技能試験**(CSX(Clinical Skill Examination))のそれぞれに合格しなければならない。

10) - 2 臨床実習は、GPA制度をとり、配属された全科のGPの総和を科目数で除したものをGPAとし、そのGPAが6.7点以上をもって合格とする。但し、4点未満の科が3科以上ある者は原級に留める。

11) - 1 第6学年生の卒業判定にあたっては、**総合学力試験**および**臨床実習**のそれぞれに合格しなければならない。

11) - 2 臨床実習は、GPA制度をとり、配属された全科のGPの総和を科目数で除したものをGPAとし、そのGPAが6.7点以上をもって合格とする。但し、4点未満の科が3科以上ある者は原級に留める。